


# 業 務 年 報

平成 1 4 事業年度

 公害健康被害補償予防協会  
(略称：公健協会)

# 目 次

<b>公害健康被害補償予防協会の概要</b> .....	1
1 沿 革 .....	1
2 目 的 .....	1
3 業務内容 .....	1
<b>平成 14 事業年度の業務運営の概況</b> .....	3
1 組織及び定員 .....	3
2 主要業務一覧 .....	4
3 評議員会 .....	5
4 事業報告 .....	7
<b>平成 14 事業年度の経理の概況</b> .....	8
1 第一種地域勘定 .....	8
2 第二種地域勘定 .....	9
3 業務勘定 .....	11
4 健康被害予防事業勘定 .....	12
<b>平成 14 事業年度の事業実績</b> .....	14
1 汚染負荷量賦課金徴収決定状況 (都道府県別) .....	14
2 汚染負荷量賦課金徴収決定状況 (旧指定地域別) 再掲 .....	15
3 旧第一種地域納付金納付状況 (種類別・事業別) .....	16
4 旧第一種地域納付金納付状況 (県市区別) .....	17
5 旧第一種地域補償給付費納付金納付内訳 (県市区別・種類別) .....	18
6 旧第一種地域公害保健福祉事業費納付金納付内訳 (県市区別・事業別) ..	20
7 第二種地域納付金納付状況 (種類別・事業別) .....	22
8 第二種地域納付金納付状況 (県市別) .....	22

9 第二種地域補償給付費納付金納付内訳 (県市別・事業別) .....	23
10 第二種地域公害保健福祉事業費納付金納付内訳 (県市別・事業別) .....	23
11 健康被害予防事業実施状況 .....	24
12 汚染負荷量賦課金の申告・納付に関する指導 (申告・納付 説明会)実施状況 .....	30
13 汚染負荷量賦課金の業務委託状況 .....	30
14 商工会議所別業務委託状況 .....	31

## 参 考

1 公害健康被害補償予防協会の事務分掌 .....	37
2 関係法令等の制定及び改廃の概要 .....	38
3 公害健康被害補償予防制度の概要 .....	39

# 公害健康被害補償予防協会の概要

## 1 沿革

昭和30年代以降、大気汚染及び水質汚濁による健康被害の発生は重大な社会問題となり、その健康被害の深刻さと問題解決の困難さは四大公害裁判が如実に示すところであった。公害健康被害者の救済は、被害の発生が原因者の汚染原因物質の排出による環境汚染によるものである以上、本来はその原因者と被害者との間の民事上の損害賠償として処理されるものであるが、この解決には多大の労力と時日を要し被害者の迅速な救済を期しがたいという問題があり、なかでも原因者が不特定多数である著しい大気汚染による健康被害者の救済は、速やかな解決を必要とする課題となっていた。このため、昭和48年10月に「公害健康被害補償法」が制定されたものである。

その内容は、民事責任を踏まえて公害健康被害者の迅速な救済を目的とする行政上の補償制度であり、全国の汚染原因者から賦課金を徴収し、補償給付の支給等に必要な財源に充てることとしている。この徴収業務等を行う特殊法人として昭和49年6月に「公害健康被害補償協会」が設立された。その後、昭和61年10月の中央公害対策審議会の答申に基づき、近年の大気汚染の状況を踏まえ、昭和62年9月に「公害健康被害補償法の一部を改正する法律」が成立し、これにより昭和63年3月に題名を「公害健康被害の補償等に関する法律」(以下「法」という。)に改正、また、協会の名称を「公害健康被害補償予防協会」(以下「協会」という。)に改め、従来業務に加えて、基金に基づく健康被害予防事業を実施することとなった。

## 2 目的

協会は、大気汚染又は水質汚濁の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償等に必要な費用を汚染原因者から徴収し都道府県等に納付するとともに、大気汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業及びこれを行う地方公共団体等に対する助成金の交付に関する業務を行うことを目的としている。

## 3 業務内容

業務内容は、次のとおりである。

(1) 賦課金の徴収に関する業務 (法第 88 条第 1 号)

ア 汚染負荷量賦課金の徴収

大気の汚染の影響による非特異的疾患(気管支ぜん息等)に係る健康被害者(被認定者)に対する補償給付費等の財源に充てるため、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等設置者から汚染負荷量賦課金を徴収すること。

イ 特定賦課金の徴収

大気の汚染、水質の汚濁の影響による特異的疾患(水俣病等)に係る健康被害者に対する補償給付費等の財源に充てるため、その原因者である特定施設等設置者から特定賦課金を徴収すること。

(2) 法第 13 条第 2 項の規定による支払いに関する業務 (法第 88 条第 2 号)

補償給付を受けることができる者に対し、裁判等による損害の填補が行われ、都道府県知事等が補償給付の支給の義務を免れることになった場合、その損害を填補したばい煙発生施設等設置者からの請求に基づき、補償給付の額に相当する金額の全部又は一部を支払うこと。(給付免責調整支出金)

(3) 法第 48 条の規定による納付金の納付に関する業務 (法第 88 条第 3 号)

旧第一種地域及び第二種地域を管轄する都道府県等が支弁する補償給付に要する費用並びに都道府県知事等が行う公害保健福祉事業に要する費用に充てるための納付金を納付すること。

(4) 大気の汚染の影響による健康被害予防事業に関する業務 (法第 88 条第 4 号)

調査研究、知識の普及及び研修を行うこと。

(5) 地方公共団体等が行う健康被害予防事業に対する助成金の交付に関する業務 (法第 88 条第 5 号)

大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する計画の作成、健康相談、健康診査、機能訓練若しくは施設等の整備を行う地方公共団体又は環境事業団に対し助成金を交付すること。

(6) 附帯業務 (法第 88 条第 6 号)

(1)から(5)までの業務に附帯する業務を行うこと。

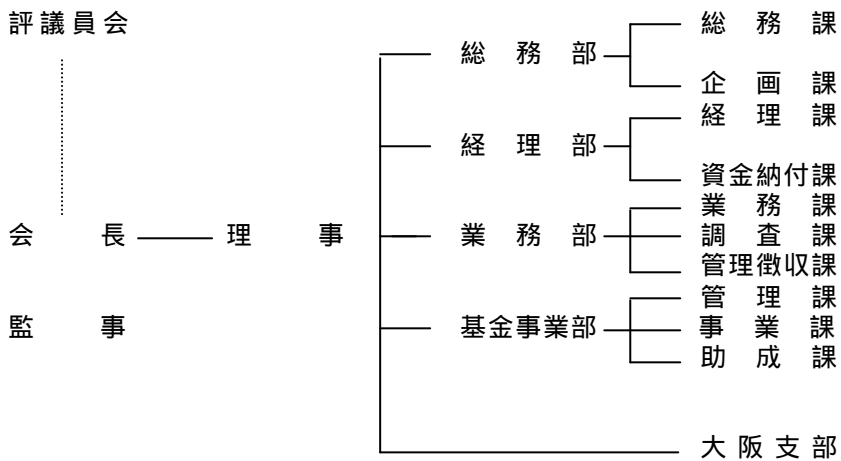
# 平成 14 事業年度の業務運営の概況

## 1 組織及び定員

平成 15 年 3 月末現在の協会の組織は、4 部 10 課と大阪支部から構成されており、役職員の定員は、役員 5 人、職員 70 人の計 75 人である。

役員は、会長 1 人(非常勤)、理事 3 人、監事 1 人(非常勤)で、会長及び監事は、環境大臣が任命し、理事は、環境大臣の認可を受けて、会長が任命している。また、顧問(非常勤)は、会長が委嘱している。

組織は、次のとおりである。



平成 15 年 3 月末現在の役員の状況は、次のとおりである。

役 職 名	氏 名
会 長	内田 公三 (非常勤)
理 事	伊藤 敬一
	太田 幸維
	斉藤 照夫
監 事	家田 博行 (非常勤)
顧 問	植松 敏 (非常勤)

## 2 主要業務一覧

年 月 日	事 項
平成 14年 4月 1日	平成 14年度賦課金徴収業務委託契約を締結 (函館商工会議所ほか 155商工会議所)
4月 2日	平成 14年度汚染負荷量賦課金の申告・納付説明会を開催 (4月 19日まで全国101ヶ所、出席事業所4,278事業所)
5月 20・21日	定期監事監査 (支部)
6月 1・2日	エコカ-ワ-ルド2002 (於 :代々木公園イベント広場)
6月 1・2日	エコライフ・フェア2002 (於 :東京都代々木公園園路)
6月 5・6日	定期監事監査 (本部)
6月 14日	決算監査 (本部)
8月 26・27日	会計検査院会計実地検査 (本部)
9月 16日	ぜん息児水泳フェスティバル (関西地区 :大阪プ-ル (大阪市))
9月 24日	第 53回評議員会開催 (於 :飯野ビル)
10月 5日	ぜん息児水泳フェスティバル (関東地区 :東京辰巳国際水泳場)
12月 1~31日	大気汚染防止キャンペーン (大気汚染防止推進月間)
平成 15年 3月 4日	業務委託商工会議所担当者研修会 (於 :虎ノ門パストラル)
3月 10日	第 25回業務運営に関する懇談会開催 (於 :虎ノ門パストラル)
3月 17日	第 54回評議員会開催 (於 :飯野ビル)

### 3 評議員会

評議員会は、協会会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議するため、昭和51年10月1日から設置されている。また、評議員会は、評議員20人以内で組織されている。(法第85条)

平成15年3月末現在の評議員は、次のとおりである。

氏名	役職名	任命年月日
浅井昌彦	日本製紙連合会環境保全委員会委員長 (王子製紙(株)専務取締役)	平成15年3月24日
伊藤政子	全国人権擁護委員連合会監事	平成15年3月24日
内山巖雄	京都大学大学院工学研究科教授	平成15年3月24日
大木和雄	日本鉱業協会会長 (日鉱金属(株)代表取締役社長)	平成15年3月24日
加藤三郎	環境文明研究所代表取締役所長	平成15年3月24日
佐々木博朗	石油化学工業協会環境委員会委員長 (東ソー(株)常務取締役)	平成15年3月24日
鈴木継美	東京大学名誉教授	平成15年3月24日
只木可弘	日本自動車工業会環境委員会副委員長 (いすゞ自動車(株)取締役兼執行役員)	平成15年3月24日
新美春之	石油連盟環境安全委員会委員長 (昭和シェル石油(株)代表取締役会長)	平成15年3月24日
濱田隆一	電気事業連合会専務理事 (中部電力(株)取締役)	平成15年3月24日
前川美之	日本化学工業協会環境安全委員会委員長 (三菱化学(株)常務執行役員)	平成15年3月24日
榊井成夫	読売新聞社論説委員	平成15年3月24日
増岡利一	立川市環境下水道部長	平成15年3月24日
増田喬史	大阪市都市環境局環境部長	平成15年3月24日
松村弓彦	明治大学法学部教授	平成15年3月24日
山本一元	経済団体連合会環境安全委員会委員長 (旭化成(株)代表取締役社長)	平成15年3月24日
米澤敏夫	日本鉄鋼連盟環境政策委員会委員長 (新日本製鐵(株)常務取締役)	平成15年3月24日
和気洋子	慶應義塾大学商学部教授	平成15年3月24日
渡辺修	休暇村協会理事長	平成15年3月24日
渡辺一秀	日本商工会議所環境委員会委員長 (マツダ(株)代表取締役会長)	平成15年3月24日



(1)第 53回公害健康被害補償予防協会評議員会会議録概要

日 時 平成 14年9月24日(火)  
午後 2時 00分～ 3時 30分  
場 所 キャッスル(飯野ビル 9F)  
千代田区内幸町 2- 1- 1  
出席者 評議員  
浅井評議員、内山評議員、加藤評議員、鈴木評議員、只木評議員  
増田評議員、渡辺修評議員  
環境省  
炭谷総合環境政策局長、南川環境保健部長、石野企画課長  
古澤保健業務室長、岸調査官、  
公害健康被害補償予防協会  
内田会長、伊藤理事、太田理事、斉藤理事、家田監事  
村川総務部長、石川経理部長、恒吉業務部長、細野基金事業部長  
次 第 公害健康被害補償予防協会会長挨拶  
環境省総合環境政策局長挨拶  
評議員交替の紹介  
議事  
(1)公害健康被害補償予防協会の平成 13事業年度決算の概要について  
(2)公害健康被害補償予防協会の平成 14事業年度の事業実施状況について  
最近の環境行政におけるトピックス  
「ヨハネスブルク・サミット」  
質疑応答  
  
(注) 定足数に満たないため、懇談会として開催

(2)第 54回公害健康被害補償予防協会評議員会会議録概要

日 時 平成 15年3月17日(月)  
午後 3時 00分～ 5時 00分  
場 所 キャッスル(飯野ビル 9F)  
千代田区内幸町 2- 1- 1  
出席者 評議員  
内山評議員、加藤評議員、佐々木評議員、鈴木評議員、増田評議員  
吉野評議員、和気評議員、渡辺(修)評議員  
環境省  
炭谷総合環境政策局長、石野企画課長  
岸調査官、保健業務室小林給付係長  
公害健康被害補償予防協会  
内田会長、伊藤理事、太田理事、斉藤理事、家田監事  
村川総務部長、石川経理部長、恒吉業務部長、細野基金事業部長  
次 第 公害健康被害補償予防協会会長挨拶  
環境省総合環境政策局長挨拶  
公害健康被害補償予防制度に関する環境省の報告  
(1)公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正について  
(2)特殊法人等整理合理化への対応について  
(3)平成 15年度汚染負荷量賦課金の賦課料率  
(4)平成 15年度の公健法による補償給付等について  
議事  
(1)公害健康被害補償予防協会の平成 15事業年度予算・事業計画について  
(2)公害健康被害補償予防協会の平成 14事業年度の事業実施状況について  
質疑応答  
  
(注) 定足数に満たないため懇談会として開催

#### 4 事業報告

平成 14事業年度の事業計画の実施結果は、次のとおりである。

(単位 :円)

事業区分	金額
1 賦課金の徴収に関する業務	
(1) ばい煙発生施設等設置者からの汚染負荷量賦課金の徴収	54,826,284,000
(2) 特定施設等設置者からの特定賦課金の徴収	81,830,200
2 法第 13条第 2項の規定による支払に関する業務 給付免責調整支出金	35,381,450
3 法第 48条の規定による納付金の納付に関する業務	
(1) 第一種地域関係	
ア 補償給付費	66,220,234,431
イ 公害保健福祉事業費	106,466,000
(2) 第二種地域関係	
ア 補償給付費	80,460,151
イ 公害保健福祉事業費	719,000
4 法第 88条第 4号に規定する大気の影響による健康被害の 予防に関する業務	580,226,840
5 法第 88条第 5号に規定する地方公共団体等に対する助成金の交 付に関する業務	804,477,000
6 法附則第 19条の 2 の規定による政府の交付金等の受入に関する 業務	
(1) 公害健康被害補償予防協会交付金	13,436,734,466
(2) 公害保健福祉事業費補助金	35,713,000

# 平成 14 事業年度の経理の概況

## 1 第一種地域勘定

### (1) 予 算

収入は、汚染負荷量賦課金 54,435,856 千円、政府助成金 13,501,152 千円、納付財源引当金戻入 2,407,863 千円、雑収入 5,112 千円、計 70,349,983 千円を計上し、支出は、納付金 69,658,180 千円、給付免責調整支出金 50,000 千円、業務勘定へ繰入 626,691 千円、還付金 10,000 千円、計 70,344,871 千円を計上した。

### (2) 決 算

収入の部では、収入予算額 70,349,983 千円に対し、収入決定済額は 68,326,244 千円で、2,023,739 千円の減となった。支出の部では、支出予算額 70,344,871 千円に対し、支出決定済額は 66,935,791 千円で、3,409,080 千円の減となった。

(本章の本文における金額は、千円未満を四捨五入してあるので合計とは端数において合致しないものがある。)

## 貸 借 対 照 表

平成 15 年 3 月 31 日現在

(単位 : 円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	16,046,650,632	流 動 負 債	218,152,596
現金・預金	8,174,569,216	未 払 金	210,470,173
有 価 証 券	7,499,874,100	預 り 金	7,682,423
未 収 収 益	174,738	特別法上の引当金等	
未 収 金	372,032,578	納付財源引当金	15,876,217,036
固 定 資 産		(負債合計)	(16,094,369,632)
投資その他の資産			
貸 付 金	47,719,000		
資 産 合 計	16,094,369,632	負 債 ・ 資 本 合 計	16,094,369,632

## 損 益 計 算 書

自 平成 14年 4月 1日

至 平成 15年 3月 31日

(単位 :円)

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
納付金	66,326,700,431	賦課金収入	54,826,284,000
補償給付費納付金	66,220,234,431	国庫補助金収入	35,474,000
公害保健福祉事業費納付金	106,466,000	政府交付金収入	13,436,734,466
給付免責調整支出金	35,381,450	引当金戻入	
業務勘定へ繰入	573,394,730	納付財源引当金戻入	12,978,300
引当金繰入		雑益	7,342,080
納付財源引当金繰入	1,380,521,935		
還付金			
賦課金還付金	314,300		
雑損	2,500,000		
合 計	68,318,812,846	合 計	68,318,812,846

### 2 第二種地域勘定

#### (1) 予 算

収入は、特定賦課金 109,558 千円、政府助成金 1,359 千円、雑収入 1 千円、計 110,918 千円を計上し、支出は、納付金 109,725 千円、業務勘定へ繰入 1,192 千円、計 110,917 千円を計上した。

#### (2) 決 算

収入の部では、収入予算額 110,918 千円に対し、収入決定済額は、82,204 千円で、28,714 千円の減となった。支出の部では、支出予算額 110,917 千円に対し、支出決定済額は 82,069 千円で、28,848 千円の減となった。

## 貸 借 対 照 表

平成 15年 3月 31日現在

(単位 :円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,222,699,716	流動負債	84,397,200
現金・預金	500,210	短期借入金	83,965,000
未収収益	6	預り金	432,200
未収金	2,222,199,500	固定負債	
		長期借入金	2,137,802,000
		特別法上の引当金等	
		納付財源引当金	500,516
		(負債合計)	(2,222,699,716)
資産合計	2,222,699,716	負債資本合計	2,222,699,716

## 損 益 計 算 書

自 平成 14年 4月 1日

至 平成 15年 3月 31日

(単位 :円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
納付金	81,179,151	賦課金収入	81,830,200
補償給付費納付金	80,460,151	国庫補助金収入	239,000
公害保健福祉事業費		雑益	100
納付金	719,000		
業務勘定へ繰入	890,049		
引当金繰入			
納付財源引当金			
繰入	100		
合計	82,069,300	合計	82,069,300

### 3 業務勘定

#### (1) 予 算

収入は、政府助成金 615,188 千円、他勘定より受入 627,883 千円、雑収入 5,034 千円、計 1,248,105 千円を計上し、支出は、業務運営費 1,220,210 千円、予備費 15,200 千円、計 1,235,410 千円を計上した。

#### (2) 決 算

収入の部では、収入予算額 1,248,105千円に対し、収入決定済額は、1,162,801 千円で、85,304 千円の減となった。支出の部では、支出予算額 1,235,410 千円に対し、支出決定済額は 1,127,219 千円で、108,191 千円の減となった。

### 貸 借 対 照 表

平成 15年 3月 31日現在

(単位 :円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	746,623,558	流 動 負 債	172,977,984
現 金 ・ 預 金	746,087,773	短 期 借 入 金	47,719,000
未 収 収 益	1,108	未 払 金	37,957,062
未 収 金	534,677	未 払 費 用	6,881,354
固 定 資 産	2,316,555,703	預 り 金	80,420,568
有 形 固 定 資 産	49,010,519	固 定 負 債	716,147,603
車 両 ・ 運 搬 具	980,044	引 当 金	
工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	48,030,475	退 職 給 与 引 当 金	621,358,900
無 形 固 定 資 産		資 産 見 返 勘 定	94,788,703
電 話 加 入 権	1,303,784	資 産 見 返 補 助 金	65,025,167
投 資 そ の 他 の 資 産	2,266,241,400	資 産 見 返 賦 課 金	29,763,536
貸 付 金	2,221,767,000	( 負 債 合 計 )	( 889,125,587 )
敷 金 ・ 保 証 金	44,474,400	剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	2,174,053,674
		積 立 金	2,161,218,770
		当 期 利 益 金	12,834,904
		( 資 本 合 計 )	( 2,174,053,674 )
資 産 合 計	3,063,179,261	負 債 資 本 合 計	3,063,179,261

## 損 益 計 算 書

自 平成 14年 4月 1日

至 平成 15年 3月 31日

(単位 :円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用		経常収益	
徴収業務費	293,972,943	国庫補助金収入	555,734,445
一般管理費	831,150,056	他勘定より受入	568,400,223
一般管理費	799,729,975	第一種地域勘定 より受入	567,510,174
退職給与 引当金繰入	21,746,700	第二種地域勘定 より受入	890,049
減価償却費	9,673,381	資産見返戻入	10,570,304
雑損	896,923	資産見返 補助金戻入	5,285,152
当期利益金	12,834,904	資産見返 賦課金戻入	5,285,152
		雑益	4,149,854
合計	1,138,854,826	合計	1,138,854,826

#### 4 健康被害予防事業勘定

##### (1) 予 算

収入は、基金運用収入 1,869,341 千円、雑収入 1,921 千円、計 1,871,262 千円を計上し、支出は、健康被害予防事業費 1,520,701 千円、事業運営費 340,647 千円、還付金 200 千円、予備費 9,714 千円、計 1,871,262 千円を計上した。

##### (2) 決 算

収入の部では、収入予算額 1,871,262 千円に対し、収入決定済額は 1,774,175 千円で、97,087 千円の減となった。支出の部では、支出予算額 1,871,262 千円に対し、支出決定済額は、1,694,816 千円で、176,446 千円の減となった。

## 貸 借 対 照 表

平成 15年 3月 31日現在

(単位 :円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,188,986,889	流動負債	472,506,530
現金・預金	857,145,428	未払金	468,080,206
仮払金	60,273	未払費用	2,770,707
未収収益	320,997,849	預り金	1,655,617
未収金	10,783,339	固定負債	
固定資産	51,087,188,887	引当金	
有形固定資産		退職給与引当金	159,855,400
工具器具備品	65,827,813	(負債合計)	(632,361,930)
無形固定資産	1,300,600	資本金	
電話加入権	145,600	政府出資金	6,071,570,000
版権	1,155,000	拠出金	44,948,490,474
投資その他の資産		工場・事業場	
公害健康被害		拠出金	40,823,369,179
予防基金資産	51,020,060,474	関連事業者	
		拠出金	4,125,121,295
		剰余金	
		利益剰余金	623,753,372
		積立金	528,721,979
		当期利益金	95,031,393
		(資本合計)	(51,643,813,846)
資産合計	52,276,175,776	負債資本合計	52,276,175,776

## 損 益 計 算 書

自 平成 14年 4月 1日

至 平成 15年 3月 31日

(単位 :円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
健康被害		基金運用収入	1,772,576,103
予防事業費	1,350,999,880	受取利息	1,726,013,952
直轄事業費	546,522,880	有価証券償還益	18,062,151
助成事業費	804,477,000	有価証券売却益	28,500,000
事業管理費	18,547,100	雑益	1,798,746
一般管理費	308,084,936		
一般管理費	280,795,174		
退職給与			
引当金繰入	10,439,000		
減価償却費	16,850,762		
雑損	1,711,540		
当期利益金	95,031,393		
合計	1,774,374,849	合計	1,774,374,849



# 平成14事業年度の事業実績

## 1 汚染負荷量賦課金徴収決定状況 (都道府県別)

(単位:件、円)

区 分	件 数	金 額
北 海 道	553	5,511,796,400
青 森	103	399,356,000
岩 手	123	326,743,800
宮 城	140	665,639,900
秋 田	115	462,578,300
山 形	81	166,951,400
福 島	154	1,276,027,200
茨 城	217	2,781,419,100
栃 木	163	420,846,100
群 馬	135	369,921,500
埼 玉	290	367,863,400
千 葉	296	1,975,640,700
東 京	684	2,003,674,200
神 奈 川	432	2,674,395,100
新 潟	183	1,288,463,100
富 山	130	502,889,200
石 川	67	111,246,600
福 井	72	289,479,800
山 梨	51	32,637,500
長 野	132	189,147,100
岐 阜	159	553,865,300
静 岡	344	1,165,341,700
愛 知	652	4,131,581,000
三 重	167	2,082,572,900
滋 賀	119	355,958,700
京 都	141	180,753,500
大 阪	588	1,982,211,700
兵 庫	412	1,871,606,000
奈 良	67	71,442,400
和 歌 山	76	786,022,700
鳥 取	37	142,355,300
島 根	70	173,740,200
岡 山	199	3,682,183,800
広 島	195	2,302,080,000
山 口	155	2,228,934,100
徳 島	60	424,989,400
香 川	72	1,155,484,500
愛 媛	102	1,500,992,400
高 知	43	74,608,100
福 岡	280	2,432,374,900
佐 賀	62	284,979,600
長 崎	73	803,747,600
熊 本	108	199,362,800
大 分	95	1,940,865,100
宮 崎	74	874,504,800
鹿 児 島	92	434,186,700
沖 縄	66	1,170,699,700
計	8,629	54,824,161,300
過 年 度 分	6	2,122,700
合 計	8,635	54,826,284,000

## 2 汚染負荷量賦課金徴収決定状況 (旧指定地域別)再掲

(単位:件、円)

区 分			件 数	金 額
千 葉 市			12	74,939,800
東 京 都	千 代 田 区		99	15,143,000
	中 央 区		42	4,613,600
	港 新 宿 区		66	12,798,800
	文 京 東 区		36	7,988,200
	台 品 川 区		26	7,085,400
	大 目 田 区		11	927,200
	目 黒 谷 区		26	1,288,479,400
	洪 豊 島 区		36	40,978,200
	北 板 橋 区		16	6,039,000
	墨 田 区		25	5,730,000
	江 東 区		11	1,038,900
	荒 川 区		28	26,133,900
	足 立 区		29	74,810,800
	葛 飾 区		14	2,533,300
	江 戸 川 区		33	104,542,900
	(東京19区計)		4	813,300
			23	85,831,700
			12	153,198,300
			11	73,082,700
		(548)	(1,911,768,600)	
横 濱 市		36	436,536,500	
川 崎 市		80	1,719,628,600	
富 士 市		62	495,738,100	
名 古 屋 市		126	616,218,900	
東 海 市		22	2,085,475,500	
四 日 市		29	1,410,464,700	
楠 町		7	26,043,000	
大 阪 府	大 阪 市		252	876,396,600
	豊 中 市		6	11,902,900
	吹 田 市		14	90,648,000
	守 口 市		9	6,286,900
	東 大 阪 市		22	86,179,300
	八 尾 市		19	19,031,600
	堺 市		69	714,788,200
(大阪7市計)		(391)	(1,805,233,500)	
神 戸 市		57	368,086,300	
尼 崎 市		72	551,112,500	
倉 敷 市		37	3,032,704,300	
玉 野 市		3	83,760,400	
備 前 市		6	53,016,900	
北 九 州 市		53	1,738,268,100	
大 牟 田 市		13	109,448,000	
旧 指 定 地 域		1,554	16,518,443,700	
そ の 他 地 域		7,075	38,305,717,600	
計		8,629	54,824,161,300	
過 年 度 分		6	2,122,700	
合 計		8,635	54,826,284,000	

### 3 旧第一種地域納付金納付状況 (種類別・事業別)

(単位:円)

区 分	金 額
補 償 給 付 費	66,220,234,431
療養の給付及び療養費	23,495,499,287
障 害 補 償 費	29,237,422,150
遺 族 補 償 費	4,331,929,319
遺 族 補 償 一 時 金	1,511,503,475
児 童 補 償 手 当	3,110,600
療 養 手 当	7,363,589,600
葬 祭 料	277,180,000
公害保健福祉事業費*	106,466,000
納付対象総事業費	(141,982,207)
リハビリテーション事業費	(23,269,280)
転地療養事業費	(58,599,962)
療養用具支給事業費	(169,927)
家庭療養指導事業費	(59,943,038)
合 計	66,326,700,431

\* 1 ( )内は納付対象総事業費の内訳であり、納付金の内訳ではない。

2 協会納付額は、法第48条第2項の規定に基づき、納付対象総事業費の3/4の額であり残り1/4の額は、県市区の負担である。

#### 4 旧第一種地域納付金納付状況 (県市区別)

(単位 :円)

区 分		補 償 給 付 費	公害保健福祉事業費	合 計
千 葉 市		571,501,820	3,245,000	574,746,820
東 京 都	千 代 田 区	173,404,939	107,000	173,511,939
	中 央 区	169,021,868	880,000	169,901,868
	港 区	456,221,499	119,000	456,340,499
	新 宿 区	1,057,601,853	818,000	1,058,419,853
	文 京 区	743,559,247	483,000	744,042,247
	台 東 区	403,580,649	409,000	403,989,649
	品 川 区	971,962,617	359,000	972,321,617
	大 田 区	1,820,926,495	389,000	1,821,315,495
	目 黒 区	673,299,547	297,000	673,596,547
	渋 谷 区	619,259,790	113,000	619,372,790
	豊 島 区	657,050,042	1,237,000	658,287,042
	北 区	1,028,713,785	153,000	1,028,866,785
	板 橋 区	1,895,409,514	4,297,000	1,899,706,514
	墨 田 区	750,359,775	894,000	751,253,775
	江 東 区	1,594,983,280	419,000	1,595,402,280
	荒 川 区	962,898,588	290,000	963,188,588
	足 立 区	1,842,743,758	757,000	1,843,500,758
	葛 飾 区	1,229,268,934	124,000	1,229,392,934
	江 戸 川 区	1,100,241,116	3,495,000	1,103,736,116
(東京 19区計)		(18,150,507,296)	(15,640,000)	(18,166,147,296 )
横 浜 市	784,875,833	4,088,000	788,963,833	
川 崎 市	2,794,888,541	13,383,000	2,808,271,541	
富 士 市	584,499,818	1,975,000	586,474,818	
名 古 屋 市	4,212,297,189	14,559,000	4,226,856,189	
愛 知 県	679,730,389	3,050,000	682,780,389	
四 日 市 市	769,970,200	1,784,000	771,754,200	
三 重 県	65,983,602	295,000	66,278,602	
大 阪 府	大 阪 市	14,308,259,899	10,428,000	14,318,687,899
	豊 中 市	446,857,066	665,000	447,522,066
	吹 田 市	457,375,911	1,792,000	459,167,911
	守 口 市	1,933,723,570	1,603,000	1,935,326,570
	東 大 阪 市	2,449,084,155	1,006,000	2,450,090,155
	八 尾 市	1,301,359,265	3,625,000	1,304,984,265
	堺 市	3,356,891,805	9,063,000	3,365,954,805
(大阪 7市計)		(24,253,551,671 )	(28,182,000)	(24,281,733,671 )
神 戸 市	1,152,843,710	2,261,000	1,155,104,710	
尼 崎 市	4,763,772,460	8,736,000	4,772,508,460	
倉 敷 市	3,190,800,746	1,961,000	3,192,761,746	
岡 山 県	263,715,075	250,000	263,965,075	
北 九 州 市	1,623,049,985	3,181,000	1,626,230,985	
大 牟 田 市	2,358,246,096	3,876,000	2,362,122,096	
合 計		66,220,234,431	106,466,000	66,326,700,431

5 旧第一種地域補償給付費納付金納付状況 (県市区別 種類別)

(単位 :円)

区 分		療養の給付 及び療養費	障害補償費	遺族補償費	遺族補償 一時金
千 葉 市		168,457,000	274,901,320	28,661,300	34,178,400
東 京 都	千 代 田 区	38,475,209	107,479,180	20,144,150	0
	中 央 区	67,138,508	72,007,710	12,555,500	3,966,300
	港 新 宿 区	139,219,649	237,360,550	50,610,200	3,950,100
	文 京 区	326,303,083	604,747,020	45,290,850	15,189,300
	台 東 区	199,412,887	406,489,710	77,283,450	18,702,900
	品 川 区	142,189,459	202,932,090	13,328,500	10,555,200
	大 田 区	359,803,647	417,863,370	113,931,600	14,905,800
	目 黒 区	814,650,895	667,232,600	108,799,700	15,952,500
	澁 谷 区	257,027,947	316,919,250	38,827,000	14,880,600
	豊 島 区	201,856,590	324,034,700	55,479,800	0
	北 橋 区	243,074,657	251,522,210	81,348,550	17,844,525
	板 橋 区	368,108,825	457,950,010	90,306,200	8,240,400
	墨 田 区	543,284,144	1,061,594,870	105,985,800	29,500,200
	江 東 区	265,641,095	378,192,680	37,687,300	10,504,800
	荒 川 区	571,980,190	778,881,690	86,238,100	21,042,000
	足 立 区	295,006,700	485,486,910	79,714,178	14,895,000
葛 飾 区	756,380,358	654,748,250	187,302,500	43,614,000	
江 戸 川 区	432,743,169	555,330,990	137,101,725	6,058,800	
(東京19区計)		593,429,646	215,569,370	67,022,200	19,528,200
		(6,615,726,658)	(8,196,343,160)	(1,408,957,303)	(269,330,625)
横 濱 市	214,904,683	428,238,650	48,703,000	34,977,600	
川 崎 市	903,799,951	1,416,966,970	132,465,375	76,630,045	
富 士 市	153,084,958	360,955,560	21,016,450	14,543,100	
名 古 屋 市	1,512,277,654	1,939,156,540	200,967,750	130,083,495	
愛 知 市	218,633,689	336,653,900	13,221,150	30,727,800	
四 日 市	231,128,010	372,708,840	34,776,900	22,714,200	
三 重 市	21,032,892	31,398,160	2,318,000	3,950,100	
大 阪 府	大 阪 市	5,353,513,036	5,739,060,510	976,080,314	361,293,089
	豊 中 市	145,232,316	197,007,000	43,380,000	9,581,400
	吹 田 市	133,350,461	234,516,250	41,790,750	9,216,900
	守 口 市	789,743,210	688,728,460	92,359,000	31,404,750
	東 大 阪 市	820,908,923	1,187,297,430	110,460,152	80,706,600
	八 尾 市	405,339,365	616,874,550	102,440,300	13,170,600
	堺 市	1,096,612,544	1,500,210,380	219,387,825	106,399,856
(大阪7市計)		(8,744,699,855)	(10,163,694,580)	(1,586,898,341)	(611,773,195)
神 戸 市	449,075,320	451,367,840	87,592,400	13,558,500	
尼 崎 市	1,709,229,515	2,105,794,220	211,777,375	91,547,100	
倉 敷 市	933,444,456	1,583,761,790	171,790,675	85,119,975	
岡 山 県	64,907,355	103,697,320	40,067,400	16,662,600	
北 九 州 市	601,259,295	750,837,540	65,926,500	32,053,500	
大 牟 田 市	953,837,996	720,945,760	267,789,400	43,653,240	
合 計		23,495,499,287	29,237,422,150	4,331,929,319	1,511,503,475

(単位:円)

児童補償手当	療養手当	葬祭料	合計
0	59,917,800	5,386,000	571,501,820
0	7,236,400	70,000	173,404,939
0	12,520,600	833,250	169,021,868
0	23,056,000	2,025,000	456,221,499
206,000	64,258,600	1,607,000	1,057,601,853
0	37,697,800	3,972,500	743,559,247
0	33,309,400	1,266,000	403,580,649
0	64,122,200	1,336,000	971,962,617
0	211,005,800	3,285,000	1,820,926,495
0	42,811,000	2,833,750	673,299,547
0	36,876,200	1,012,500	619,259,790
0	60,932,600	2,327,500	657,050,042
144,200	102,459,400	1,504,750	1,028,713,785
123,600	150,561,400	4,359,500	1,895,409,514
41,200	56,829,200	1,463,500	750,359,775
226,600	129,569,200	7,045,500	1,594,983,280
0	82,455,800	5,340,000	962,898,588
0	192,478,400	8,220,250	1,842,743,758
0	96,853,000	1,181,250	1,229,268,934
0	201,091,200	3,600,500	1,100,241,116
(741,600)	(1,606,124,200)	(53,283,750)	(18,150,507,296)
144,200	51,530,200	6,377,500	784,875,833
123,600	254,315,600	10,587,000	2,794,888,541
0	33,087,000	1,812,750	584,499,818
515,000	408,936,000	20,360,750	4,212,297,189
185,400	76,441,200	3,867,250	679,730,389
0	103,467,000	5,175,250	769,970,200
0	6,778,200	506,250	65,983,602
267,800	1,809,066,400	68,978,750	14,308,259,899
123,600	48,351,000	3,181,750	446,857,066
0	33,983,800	3,517,750	457,375,911
0	326,608,400	4,879,750	1,933,723,570
0	240,396,800	9,314,250	2,449,084,155
0	160,718,200	2,816,250	1,301,359,265
144,200	416,139,000	17,998,000	3,356,891,805
(535,600)	(3,035,263,600)	(110,686,500)	(24,253,551,671)
82,400	148,337,000	2,830,250	1,152,843,710
164,800	627,751,200	17,508,250	4,763,772,460
473,800	399,333,800	16,876,250	3,190,800,746
0	36,369,400	2,011,000	263,715,075
0	169,776,400	3,196,750	1,623,049,985
144,200	346,161,000	16,714,500	2,358,246,096
3,110,600	7,363,589,600	277,180,000	66,220,234,431

6 旧第一種地域公害保健福祉事業費納付金納付内訳 (県市区別・事業別)

(単位:円)

区 分		リハビリテーション事業費	転地療養事業費	療養用具支給事業費
千 葉 市		82,436	3,807,545	0
東 京 都	千 代 田 区	49,574	0	0
	中 央 区	245,576	0	0
	港 区	158,800	0	0
	新 宿 区	140,588	0	0
	文 京 区	404,276	0	36,960
	台 東 区	123,370	0	0
	品 川 区	479,788	0	0
	大 田 区	519,358	0	0
	目 黒 区	290,432	0	0
	渋 谷 区	132,000	0	0
	豊 島 区	1,104,690	0	0
	北 区	97,695	0	0
	板 橋 区	402,290	0	0
	墨 田 区	306,980	0	0
	江 東 区	555,395	0	0
	荒 川 区	85,512	0	0
	足 立 区	623,983	0	0
	葛 飾 区	105,555	0	0
	江 戸 川 区	299,232	0	0
(東京19区計)		(6,125,094)	(0)	(36,960)
横 川 富 名 愛 四 三	横 浜 市	1,744,033	2,565,815	47,572
	川 崎 市	1,861,112	7,814,501	0
	富 士 市	841,477	140,511	0
	名 古 屋 市	1,153,790	6,503,632	0
	愛 知 市	536,122	3,244,361	0
	四 日 市	583,748	1,189,264	0
大 阪 府	三 重 県	0	282,185	0
	大 阪 市	2,888,449	9,504,760	81,195
	大 豊 市	78,614	0	0
	吹 田 市	18,533	1,440,306	4,200
	守 口 市	305,492	1,823,846	0
	東 大 阪 市	198,533	1,127,860	0
	八 尾 市	994,770	1,499,696	0
堺 市	485,260	992,060	0	
(大阪7市計)		(4,969,651)	(16,388,528)	(85,395)
神 尼 倉 岡 北 大	神 戸 市	315,230	2,647,130	0
	尼 崎 市	4,455,906	7,193,021	0
	倉 敷 市	400	2,073,618	0
	岡 山 県	233,700	0	0
	北 九 州 市	59,900	1,474,974	0
大 牟 田 市	306,681	3,274,877	0	
合 計		23,269,280	58,599,962	169,927

(注) 協会納付額は、法第48条第2項の規定に基づき納付対象総事業費の3/4の額であり、残り1/4の額は、県市区の負担である。

(単位:円)

家庭療養指導事業費	納付対象総事業費	協会納付額
437,773	4,327,754	3,245,000
94,350	143,924	107,000
928,334	1,173,910	880,000
0	158,800	119,000
951,010	1,091,598	818,000
203,970	645,206	483,000
423,210	546,580	409,000
0	479,788	359,000
0	519,358	389,000
106,530	396,962	297,000
19,200	151,200	113,000
545,010	1,649,700	1,237,000
106,530	204,225	153,000
5,328,250	5,730,540	4,297,000
885,855	1,192,835	894,000
4,515	559,910	419,000
301,410	386,922	290,000
386,670	1,010,653	757,000
61,000	166,555	124,000
4,361,245	4,660,477	3,495,000
(14,707,089)	(20,869,143)	(15,640,000)
1,094,543	5,451,963	4,088,000
8,168,430	17,844,043	13,383,000
1,652,190	2,634,178	1,975,000
11,754,670	19,412,092	14,559,000
286,723	4,067,206	3,050,000
606,562	2,379,574	1,784,000
112,210	394,395	295,000
1,430,090	13,904,494	10,428,000
808,910	887,524	665,000
926,650	2,389,689	1,792,000
8,400	2,137,738	1,603,000
15,000	1,341,393	1,006,000
2,339,530	4,833,996	3,625,000
10,606,910	12,084,230	9,063,000
(16,135,490)	(37,579,064)	(28,182,000)
53,000	3,015,360	2,261,000
0	11,648,927	8,736,000
540,950	2,614,908	1,961,000
99,700	333,400	250,000
2,706,850	4,241,724	3,181,000
1,586,858	5,168,416	3,876,000
59,943,038	141,982,207	106,466,000



7 第二種地域納付金納付状況 (種類別・事業別)

(単位:円)

区 分	金 額
補 償 給 付 費	80,460,151
療養の給付及び療養費	21,278,751
障 害 補 償 費	40,106,200
遺 族 補 償 費	7,728,000
遺 族 補 償 一 時 金	0
児 童 補 償 手 当	
療 養 手 当	11,347,200
葬 祭 料	0
公害保健福祉事業費*	719,000
納付対象総事業費	(961,208)
リハビリテーション事業費	(0)
療養用具支給事業費	(0)
家庭療養指導事業費	(961,208)
合 計	81,179,151

\* 1 ( )内は納付対象総事業費の内訳であり 納付金の内訳ではない。

2 協会納付額は、法第48条第2項の規定に基づき、納付対象総事業費の3/4の額であり 残り1/4の額は、県市区の負担である。

8 第二種地域納付金納付状況 (県市別)

(単位:円)

区 分	補 償 給 付 費	公害保健福祉事業費	合 計
新 潟 県		91,000	91,000
新 潟 市		82,000	82,000
富 山 県		30,000	30,000
島 根 県	4,191,100		4,191,100
熊 本 県		294,000	294,000
鹿 児 島 県		222,000	222,000
宮 崎 県	76,269,051		76,269,051
合 計	80,460,151	719,000	81,179,151

9 第二種地域補償給付費納付金納付内訳 (県市別・種類別)

(単位:円)

区 分	療養の給付 及び療養費	障 害 補 償 費	遺 族 補 償 費	遺族補償 一時金	児 童 補 療 償 手 当	養 当	葬 祭 料	合 計
新潟県								
新潟市								
富山県								
島根県	280,240	3,396,060	0	0	514,800	0	4,191,100	
熊本県								
鹿児島県								
宮崎県	20,998,511	36,710,140	7,728,000	0	10,832,400	0	76,269,051	
合 計	21,278,751	40,106,200	7,728,000	0	11,347,200	0	80,460,151	

10 第二種地域公害保健福祉事業費納付金納付内訳 (県市別・事業別)

(単位:円)

区 分	リハビリテーション 事 業 費	療 養 用 具 支 給 事 業 費	家 庭 療 養 指 導 事 業 費	納 付 対 象 総 事 業 費	協 会 納 付 額
新潟県	0	0	121,582	121,582	91,000
新潟市	0	0	110,400	110,400	82,000
富山県	0	0	40,000	40,000	30,000
島根県					
熊本県	0	0	392,495	392,495	294,000
鹿児島県	0	0	296,731	296,731	222,000
宮崎県					
合 計	0	0	961,208	961,208	719,000

(注) 協会納付額は、法第48条第2項の規定に基づき納付対象総事業費の3/4の額であり、残り1/4は、  
県市の負担である。

## 11 健康被害予防事業実施状況

### (1) 協会が自ら行う事業 [4号業務]

#### 調査研究

区 分	1 4 事 業 年 度 の 実 施 状 況
<p><b>【環境保健関係】</b> 大気汚染による健康影響に関する総合的研究</p>	<p>平成 12年度から3ヵ年計画で下記の ~ の課題について調査研究を体系的に実施した。</p> <p>大気汚染物質による健康影響のリスク評価に関する調査研究 生活環境中の粒子状物質等による個人暴露量測定手法の開発及び粒子状物質による生体影響評価手法の開発に関する調査研究を進めた。 気管支ぜん息等の動向と要因に関する調査研究 同一地域、同一手法による小児気管支ぜん息等動向把握と比較検討調査及び気管支ぜん息等の動向に関するフィールド調査と関連要因の検討を実施するとともに、小児気管支ぜん息及び思春期・成人の気管支ぜん息、慢性気管支炎、肺気腫の発症・変動因子に関する調査研究を進めた。 ぜん息等の保健指導等に関する調査研究 気管支ぜん息、慢性気管支炎、肺気腫等の患者について、年齢階層（乳幼児・小児、思春期・成人、高齢者）ごとの疾病の特性に応じた保健指導等の内容や方法に関する調査研究を実施するとともに、地方公共団体が行う環境保健事業を効果的に推進するための研究を実施した。</p>
<p><b>【環境改善関係】</b> 局地汚染対策事業の有効性等に関する調査研究</p>	<p>交差点周辺等の局地的な高濃度大気汚染の改善を図るための対策技術や施策として、ディーゼル排気粒子等削減のための局地汚染対策技術に関する調査（平成 13～ 15年度）を行うとともに、高活性炭素繊維を用いた沿道排ガス処理技術に関する調査（平成 12～ 14年度）を進めた。 また、環境に配慮した持続可能な地域交通施策の実現手法及び局地汚染地域における各種自動車排出ガス抑制対策の評価手法に関する調査（平成 14～ 16年度）を行っている。</p>
<p>より低公害な自動車の普及対策に関する調査研究</p>	<p>使用過程車である大型ディーゼル車の低公害化に向けた要素技術の開発等として、粒子状物質等を削減させるためのディーゼル排気微粒子除去フィルタシステムの大型ディーゼルトラック実証試験及び浄化性能に関する調査（平成 12～ 14年度）を行った。</p>

知識の普及

区 分	1 4 事 業 年 度 の 実 施 状 況
<p>【環境保健関係】 各種パンフレット等の作成・配布</p>	<p>慢性閉塞性肺疾患等の発症予防等に関する知見を分かりやすくまとめたパンフレット等を作成し、地方公共団体等の協力も得て広く地域住民等に配布することとしており、気管支ぜん息等の予防・回復に資するための生活情報誌「すこやかライフ」(20号・21号)及び制度離脱者のための健康管理カレンダーを発行した。</p> <p>また、COPD患者のための包括的呼吸リハビリテーション実施プログラム「ぜん息情報ガイド」を作成した。</p> <p>さらに、既存パンフレット等については、地方公共団体等の要望を踏まえ配布し、一部のパンフレットについては必要に応じて改訂等を行っている。</p>
<p>普及啓発映画等の製作・貸出</p>	<p>ぜん息等の発症予防、機能訓練等に関する映画、ビデオ等を作成し地方公共団体等に貸出を行うこととしている。</p> <p>これまでに製作した映画、ビデオ等は、従来同様、地方公共団体等の要望に基づき貸出を行った。また、これまでのビデオに最新の知見を取り入れた「呼吸筋ストレッチ体操」ビデオの製作や昨年作ったビデオの汎用性の向上を図るため「知っておきたい子供のぜん息ケア」のDVD化を行った。この他に思春期ぜん息患者を対象とした学習・体験型教材(自己管理プログラムCD-ROM)を製作した。</p>
<p>ぜん息の予防等に関する講演会</p>	<p>地域住民を対象として、呼吸器疾患、アレルギー疾患等の専門医による講演会等を開催し、気管支ぜん息等の発症予防、健康回復・保持等に係る知識の普及を図ることとして、次の地域で講演会を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年10月26日 神戸市との共催(神戸朝日ホ-ル) 参加者:110名</li> <li>・平成15年1月24日 東京都との共催(武蔵野公会堂パ-プルホ-ル) 参加者:110名</li> <li>・平成15年1月25日 横浜市との共催(小児対象)(西公会堂ホ-ル) 参加者:282名</li> <li>・平成15年3月2日 横浜市との共催(成人対象)(西公会堂ホ-ル) 参加者:154名</li> </ul> <p>また、公立学校等におけるぜん息児を教育している者を対象にし、その予防回復に係る知識に関して専門医等による講習会を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年5月18日 クレオ大阪中央 (対象:関西地区の養護教諭等) 講師 西牟田 敏之(国立療養所下志津病院院長) 講師 青木 敏之(あおきクリニック院長) 参加者:157名</li> <li>・平成14年6月6日 鋸南町立中央公民館 (対象:東京都特別区房総地区養護学校) 講師 松崎 くみ子(昭和大学医学部小児科臨床心理士) 参加者:50名</li> <li>・平成14年8月2日 板橋区教育相談所研修室 (対象:板橋区内小・中学校養護教諭) 講師 松井 猛彦(東京都立荏原病院小児科部長) 参加者:56名</li> <li>・平成14年9月4日 高年大学鯉城ホ-ル</li> </ul>

	<p>(対象 :名古屋市内小・中学校養護教諭)  講師 :渡邊 博子(国立療養所下志津病院小児科  医長)  参加者 :29名  ・平成 14年 12月 2日 横浜市研修センター -  (対象 :横浜市区福祉保健センター等職員)  講師 :灰田 美知子 (医療法人茂恵会半蔵門病院  副院長)  参加者 :51名</p>
<p>ぜん息児水泳フェスティ  バル</p>	<p>地方公共団体の機能訓練事業に参加する児童を対象にした水泳イベントを  開催し、各地域のぜん息児水泳教室の成果の発表、ぜん息児同士の交流、ぜん  息患者の機能回復についての水泳の有効性に関する普及啓発、健康回復  への意欲の高揚を図ることとし、次のとおり関東地区 (東京特別区、千葉市、川  崎市、横浜市)、関西地区 (大阪府、兵庫県)の2ヶ所において開催した。</p> <p>・関東地区 :平成 14年 10月 5日 東京辰巳国際水泳場(江東区)  参加児童数 208 名  ・関西地区 :平成 14年 9月 16日 大阪プール (大阪市)  参加児童数 275 名</p>
<p>【環境改善関係】  各種パンフレット等の  作成・配布</p>	<p>大気環境の改善に関する既存のパンフレット等については、地方公共団体等  の要望を踏まえ配布している。  また、低公害車フェアのマスコット「アスカークン」をチョロQとして製作した。  さらに、環境省、OECD が主催するEST 国際会議に協賛し、協会事業をパネ  ル等で紹介した。</p>
<p>普及啓発映画等の貸出</p>	<p>大気環境の改善に関する既存の映画、ビデオ、普及啓発パネル等について  は、引き続き貸出や各種イベントで活用した。  また、「低公害車普及促進ビデオ」については、これまでのビデオに最新の情  報を取り入れた改訂版を製作した。</p>
<p>エコライフ・フェア</p>	<p>地球環境や生活環境への関心を高め、生活様式などを環境にやさしいもの  にすることを目的として開催されるエコライフ・フェアに、主催者の一員及び出展  者として参加し、一人ひとりができる環境改善対策について意識の喚起や具体  的行動を呼びかけ、大気環境の改善に取り組んで実行できることをパネルで紹  介するとともに、学童を対象としたCD・ROMソフト「エコカ・ラリー」等により普及  啓発に努めた。  また、「KOUKEN - NET 大気環境・保健情報センター」ホムペ・ジ紹介コ・ナ  - を設けて大気汚染やその改善に役立つ最新の情報を提供した。</p>
<p>低公害車フェア</p>	<p>・平成 14年 6月 1日～2日 東京都代々木公園園路  協会ブースタイトルテーマ 見て 知っ  て 遊んで さあ、えこCar」</p> <p>電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等の各種低公害車を一堂  に展示するフェアを開催し、試乗等を通じて、これら低公害車の普及促進を図る  ことを目的に、次の各地で開催した。</p> <p>・平成 14年 6月 1日～2日 東京都 代々木公園イベント広場  ・平成 14年 6月 1日～2日 三重県 四日市D-ム</p>

<p>大気汚染防止キャンペーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 14年 9月 21日～ 22日 名古屋市 名古屋市公会堂及び鶴舞公園</li> <li>・平成 14年 10月 12日 神戸市 神戸総合運動公園</li> <li>・平成 14年 10月 16日～ 19日 大阪市 インテックス大阪</li> <li>・平成 14年 11月 3日～ 4日 北九州市 西日本総合展示場</li> <li>・平成 14年 11月 22日～ 23日 大阪府 大阪ビジネスパ-クツイン21</li> </ul>
	<p>大都市における大気汚染の現状と対策について、関係業界・一般住民の理解・協力を深めるため毎年12月を「大気汚染防止推進月間」として、環境省その他関係方面と協力して、青い空の大切さや、一人一人がやるべきことなどを広く呼びかけるためのポスター公募 掲出を行った。また、紙上キャンペーン(12月1日付け朝日新聞朝刊)等による広報を行った。</p>

研 修

区 分	1 4 事 業 年 度 の 実 施 状 況
[環境保健関係]	<p>環境保健事業に従事する地方公共団体の職員等を対象に、事業の効果的な実施に必要な知識、技術を習得するための研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健指導研修                (関東地区)平成14年10月28日~11月1日                (関西地区)平成14年9月9日~13日</li> <li>・保健指導応用研修                (関東地区)平成14年9月27日                (関西地区)平成14年11月8日</li> <li>・機能訓練事業研修                平成14年6月5日~7日</li> </ul>
[環境改善関係]	<p>環境改善事業に従事する地方公共団体の職員等を対象に、事業の効果的な実施に必要な知識、技術を習得するための研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境改善事業研修                平成14年7月4日~5日</li> </ul>

予防情報提供

区 分	1 4 事 業 年 度 の 実 施 状 況
	<p>健康被害予防事業を推進する立場にある地方公共団体の担当者や関連分野の専門家並びに拠出事業者等を対象に、事業の効果的な実施に必要な最新の情報を、分かりやすく、使いやすい形で提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会主催のイベントや地方公共団体の動向等の最新情報を掲載した「健康被害予防事業だより」第27~29号を刊行した。</li> <li>・ 平成13年4月より公開した「KOUKEN-NET大気環境保健情報センター」ホームページについては、より一層の充実を図るため、利用状況並びに利用者のニーズの把握に努めるとともに、最新の情報等を随時提供した。</li> <li>・ 調査研究のうち、より広く関係分野の専門家に普及することが望ましい調査研究成果を1点の研究レポートとして刊行し、地方公共団体や関係研究者に配布した。                「商店街における交通対策による都市大気汚染等の改善に係る研究」</li> </ul>

(2) 地方公共団体等が行う事業に対する助成事業 [5号業務]

区 分		1 4 事 業 年 度 の 実 施 状 況
環 境 保 健 事 業	健康相談、健康診査及び機能訓練事業	<p>ぜん息等の発症予防等に資するため、次の事業に対する助成を行った。</p> <p>健康相談 千葉市等 43地方公共団体 (開催回数、1,438回)</p> <p>健康診査 千代田区等 32地方公共団体 (スクリーニング延対象者数、約114千人) (血液検査延受検者数、約1千人)</p> <p>機能訓練 千葉市等 43地方公共団体 (参加人数、延約4万3千人)</p>
	施設等整備(助成)事業	<p>上記の事業の効果的運営に資するため、次の施設等の整備を行う事業について助成(地方公共団体が施設等の整備について助成する際の助成を含む。)を行った。</p> <p>医療機器等整備 大阪市等 2地方公共団体 (機器整備 8病院)</p>
環 境 改 善 事 業	計画作成事業	<p>地域における大気環境の改善のための計画を作成する事業について助成を行った。</p> <p>千葉市等 6地方公共団体</p>
	施設等整備(助成)事業	<p>上記の計画に基づいて行われる次の施設等の整備を行う事業について助成(地方公共団体が施設等の整備について助成する際の助成を含む。)を行った。</p> <p>低公害車の普及 千葉市等 29地方公共団体 電気自動車 2台、メタノール自動車 2台 天然ガス自動車 523台</p> <p>最新規制適合車等への代替促進 横浜市等 8地方公共団体 (最新規制適合車のごみ収集車等 308台)</p> <p>大気浄化植樹 大阪市等 4地方公共団体 (7ヶ所、約4千㎡)</p> <p>大気汚染対策緑地整備 環境事業団(2ヶ所) (富士地区、芦屋地区)</p>



## 12 汚染負荷量賦課金の申告 納付に関する指導 (申告 納付説明会) 実施状況

協会主催分 (直轄事業所分)		協会参加分 (商工会議所主催)		計	
回数	出席事業所数	回数	出席事業所数	回数	出席事業所数
1回	事業所 134	100回	事業所 4,144	101回	事業所 4,278

備考 東京都の16区については、協会の直轄地域となっている。

## 13 汚染負荷量賦課金の業務委託状況

委託商工会議所		b 申告事業所	取扱率 (a / b )
商工会議所	a 取扱事業所		
会議所 156	件 8,229	件 8,629	% 95.4

14 商工会議所別業務委託状況

(単位:件)

都道府県	商工会議所	取扱事業所数
北海道	函館	46
	札幌	195
	旭川	65
	室蘭	27
	釧路	45
	帯広	50
	北見	38
	稚内	21
	紋別	8
	苫小牧	53
青森	青森	24
	弘前	28
	八戸	52
岩手	盛岡	119
宮城	仙台	141
秋田	秋田	114
山形	山形	60
	酒田	20
福島	福島	100
	いわき	53
茨城	水戸	77
	土浦	57
	日立	39
	下館	42
栃木	宇都宮	139
	足利	24

都道府県	商工会議所	取扱事業所数
群馬	高崎	54
	前橋	77
埼玉	川越	49
	川口	58
	熊谷	63
	浦和	87
	所沢	12
	飯能	14
千葉	銚子	19
	千葉	102
	船橋	21
	木更津	44
	市川	23
	松戸	13
	柏	27
	市原	45
東京	東京	287
	八王子	42
	武蔵野	21
	立川	35
神奈川	横浜	115
	横須賀	18
	川崎	93
	小田原	36
	平塚	22
	藤沢	28

(単位:件)

都道府県	商工会議所	取扱事業所数
神奈川県	茅ヶ崎	14
	厚木	31
	秦野	8
	鎌倉	8
	相模原	38
新潟県	新潟	89
	上越	37
	長岡	51
富山県	富山	63
	高岡	47
	新湊	18
石川県	金沢	47
	小松	20
福井県	福井	50
	敦賀	21
山梨県	甲府	50
長野県	長野	59
	松本	73
岐阜県	岐阜	66
	大垣	40
	多治見	26
	土岐	27
静岡県	静岡	59
	浜松	55
	沼津	34
	清水	26

都道府県	商工会議所	取扱事業所数
静岡県	三島	29
	富士	89
	磐田	52
愛知県	名古屋	199
	岡崎	26
	豊橋	28
	半田	53
	一宮	124
	蒲郡	10
	豊川	28
	刈谷	39
	豊田	47
	安城	40
	春日井	30
	稲沢	15
	三重県	四日市
津		74
鈴鹿		21
滋賀県	大津	121
京都府	京都	104
	舞鶴	31
大阪府	大阪	291
	堺	84
	東大阪	23
	泉大津	23
	高槻	16

(単位:件)

都道府県	商工会議所	取扱事業所数
大阪	岸和田	12
	貝塚	8
	茨木	23
	吹田	20
	八尾	17
	豊中	16
	泉佐野	16
	北大阪	26
	守口門真	23
兵庫	神戸	82
	姫路	94
	尼崎	68
	明石	34
	西宮	34
	伊丹	19
	高砂	19
	加古川	56
	奈良	奈良
和歌山	和歌山	71
鳥取	鳥取	37
島根	松江	43
	浜田	25
岡山	岡山	97
	倉敷	67
	備前	31
広島	広島	89
	呉	40

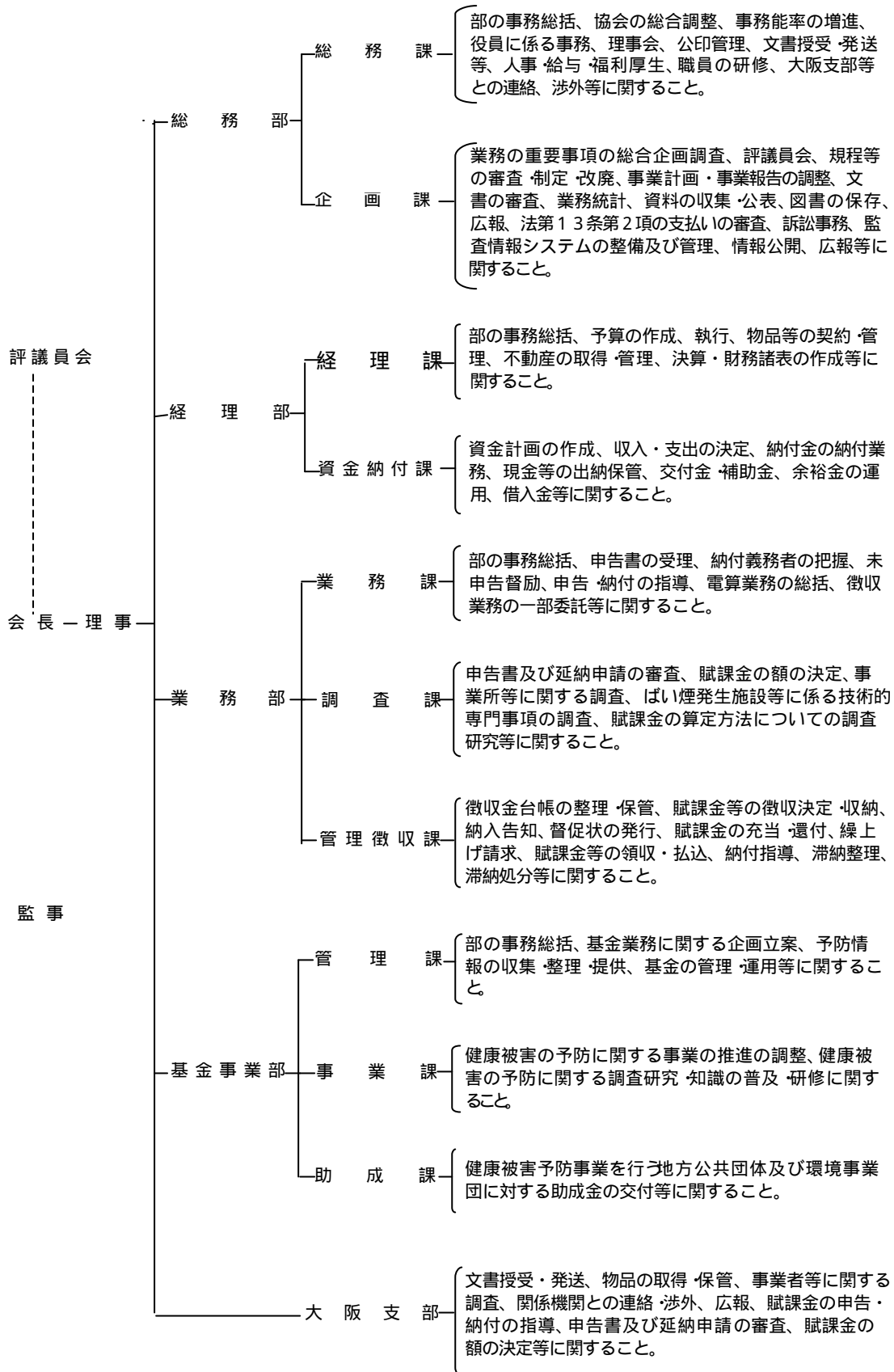
都道府県	商工会議所	取扱事業所数
広島	福山	56
	大竹	11
山口	下関	21
	宇部	22
	防府	29
	徳山	30
	岩国	26
	小野田	21
徳島	徳島	60
香川	高松	75
愛媛	松山	44
	新居浜	55
高知	高知	43
福岡	福岡	68
	久留米	37
	北九州	151
	大牟田	19
佐賀	佐賀	63
長崎	長崎	50
	佐世保	19
熊本	熊本	107
大分	大分	95
宮崎	宮崎	74
鹿児島	鹿児島	92
沖縄	那覇	62
合計	156会議所	8,229



# 参 考



## 参考1 公害健康被害補償予防協会の事務分掌





## 参考2 関係法令等の制定及び改廃の概要

法 令 等	公布等年月日及び番号 (施行又は適用年月日)	改 廃 の 概 要
公害健康被害の補償等に関する法律	昭和48年法律第111号	平成15年3月31日法律第31号 (第70条中の「東京都」を「神奈川県」に改正、附則19条の2中「平成14年度」を「平成19年度」に改正)
公害健康被害の補償等に関する法律施行令	昭和49年8月20日政令第295号 (昭和49年9月1日施行)	○平成15年3月31日政令第145号 (介護加算額、児童補償手当の額、療養手当の額、葬祭料の額並びに汚染負荷量賦課金の単位排出量当たりの賦課金額の改定)
公害健康被害の補償等に関する法律第22条の規定に基づく診療報酬の額の算定方法の一部を改正する告示	平成4年5月環境庁告示第40号	平成14年10月1日環境省告示64号 (診療報酬の額の算定方法の一部改正)
公害健康被害の補償等に関する法律第26条第2項及び同施行令第12条の規定に基づく障害補償標準給付基礎月額を定める告示	昭和49年8月31日環境庁告示第45号(昭和49年9月1日適用)	平成15年3月31日環境省告示第54号 (平成15年度の障害補償標準給付基礎月額を定め、平成14年環境省告示第30号を廃止)
公害健康被害の補償等に関する法律第31条第2項及び同施行令第17条の規定に基づく遺族補償標準給付基礎月額を定める告示	昭和49年8月31日環境庁告示第46号(昭和49年9月1日適用)	平成15年3月31日環境省告示第55号 (平成15年度の遺族補償標準給付基礎月額を定め、平成14年環境省告示第31号を廃止)

### 参考3 公害健康被害補償予防制度の概要

公害に係る健康被害者の迅速かつ公正な保護を図るため、公害健康被害補償法が昭和49年9月1日から全面的に施行されている。昭和63年3月1日には、近年の大気汚染の状況を踏まえ、第一種地域の指定解除、既被認定者に対するの補償の継続、健康被害予防事業の実施等を主な内容とする制度改正が行われ、法律名は「公害健康被害の補償等に関する法律」に改められた。制度の概要は次のとおりである。

#### 1 公害健康被害者の認定及び地域指定

法では、制度の対象となる公害による健康被害者を都道府県知事又は政令市（特別区を含む。）の長が認定することとしている。また、認定の仕組みは、疾病により二つに分かれている。

##### (1) 旧第一種地域

大気の影響による慢性気管支炎等のように原因物質と疾病との間に特異的な関係のない疾病（非特異的疾患）については、これらの疾病と大気汚染との間の因果関係は、疫学を基礎とした人口集団の現象としては証明可能であるが、個々に証明することは不可能に近い。大気汚染が著しくその影響による疾病が多発している地域（第一種地域）において、一定期間の居住等のばく露要件を満たしている者が指定疾病にかかっている場合に、認定を行うこととしている。第一種地域は、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」（旧救済法）から12地域を引き継ぐとともに、昭和49年11月、同50年12月、同52年1月、同53年6月の4回にわたり指定地域の追加・拡大が行われ、41地域が指定されていたが、昭和63年3月1日には指定が全て解除されたので、大気汚染の影響による健康被害者の新規の認定は以後行われないこととなった。ただし、既認定者に対する補償給付は継続して行われている。

##### (2) 第二種地域

水俣病、イタイイタイ病、慢性砒素中毒症等、原因物質と疾病との間に特異的な関係、すなわち、その物質によって疾病が引き起こされるだけでなく、その物質がなければその疾病にかかることがないという疾病（特異的疾患）にあつては、個々の患者について、環境汚染との間の因果関係を追及することは可能であるので、個々にその疾病が当該地域（第二種地域）の大気汚染又は水質汚濁によるものかどうかを判断して、これを認定することとしている。現在、第二種地域として5地域が指定されている。これらの地域はすべて旧救済法から引き継がれたものである。

指定地域及び被認定者数一覧

平成15年3月31日現在

地域	疾病名	指定地域	実施主体	指定年月日	被認定者数	前年同月比
旧第一種地域 (非特異的疾患)	○肺炎しゅ及びその続発症 ○ぜん息性気管支炎及びその続発症 ○気管支ぜん息及びその続発症 ○慢性気管支炎及びその続発症	千葉市(南部臨海地域)	千葉市	49.11.30	390	4.2
		東京都千代田区	千代田区	49.11.30	165	4.1
		〃中央区	中央区	50.12.19	263	4.0
		〃港区	港区	49.11.30	510	4.5
		〃新宿区	新宿区	〃	1,399	7.5
		〃文京区	文京区	〃	587	5.5
		〃台東区	台東区	50.12.19	550	5.8
		〃品川区	品川区	49.11.30	1,102	2.1
		〃大田区	大田区	〃	2,748	2.6
		〃目黒区	目黒区	50.12.19	627	5.1
		〃渋谷区	渋谷区	49.11.30	702	3.2
		〃豊島区	豊島区	50.12.19	773	2.5
		〃北区	北区	〃	1,268	6.4
		〃板橋区	板橋区	〃	1,863	3.2
		〃墨田区	墨田区	〃	758	8.6
		〃江東区	江東区	49.11.30	1,718	2.2
		〃荒川区	荒川区	50.12.19	942	4.2
		〃足立区	足立区	〃	2,167	6.1
		〃葛飾区	葛飾区	〃	1,318	4.4
		〃江戸川区	江戸川区	〃	1,998	4.2
		横浜市(鶴見臨海地域)	横浜市	47.2.1	591	3.1
		川崎市(川崎区、幸区)	川崎市	44.12.27	2,091	4.0
				〃	47.2.1	
				〃	49.11.30	
		富士市(中部地域)	富士市	47.2.1	514	0.8
				〃	52.1.13	
		名古屋市(中南部地域)	名古屋市	48.2.1	2,917	5.1
				〃	50.12.19	
				〃	53.6.2	
		東海市(北部・中部地域)	愛知県	48.2.1	521	5.1
		四日市市(臨海地域)	四日市市	44.12.27	515	3.2
		三重県三重郡楠町	三重県	49.11.30	49	3.9

地域	疾病名	指定地域	実施主体	指 定 年 月 日	被 認 定 者 数	前 年 同 月 比
旧第一種地域 (非特異的疾患)		大阪市	大阪市	44. 12. 27	9,960	3.2
			"	49. 11. 30		
			"	50. 12. 19		
		豊中市(南部地域)	豊中市	48. 2. 1	281	3.4
		吹田市(南部地域)	吹田市	49. 11. 30	274	4.5
		守口市	守口市	52. 1. 13	1,581	3.7
		東大阪市(中西部地域)	東大阪市	53. 6. 2	1,846	3.3
		八尾市(中西部地域)	八尾市	"	1,035	3.5
		堺市(西部地域)	堺市	48. 8. 1	2,339	4.6
			"	52. 1. 13		
		神戸市(臨海地域)	神戸市	"	1,207	3.4
		尼崎市(東部・南部地域)	尼崎市	45. 12. 1	2,876	4.6
			"	49. 11. 30		
		倉敷市(水島地域)	倉敷市	50. 12. 19	1,773	3.1
		玉野市(南部臨海地域)	岡山県	"	59	6.3
備前市(片上湾周辺地域)	岡山県	"	75	6.3		
北九州市(洞海湾沿岸地域)	北九州市	48. 2. 1	1,156	4.6		
大牟田市(中部地域)	大牟田市	48. 8. 1	1,311	5.1		
		計		54,819	4.1	
第二種地域 (特異的疾患)	水俣病	阿賀野川下流地域	新潟県	44. 12. 27	129	7.2
	"	"	新潟市	"	175	5.9
	"	水俣湾沿岸地域	熊本県	"	570	4.2
	"	"	鹿児島県	"	204	5.9
	イタイイタイ病	神通川下流地域	富山県	"	4	
	慢性砒素中毒症	笹ヶ谷地区	島根県	49. 7. 4	5	
	"	土呂久地区	宮崎県	48. 2. 1	63	3.1
		計		1,150	4.9	
合 計					55,969	4.1

(注) 被認定者数は、環境省資料による。

## 2 補償給付

本制度においては、(1)療養の給付及び療養費、(2)障害補償費、(3)遺族補償費、(4)遺族補償一時金、(5)児童補償手当、(6)療養手当、(7)葬祭料の7種類の補償給付を支給することとしている。

### (1) 療養の給付及び療養費

被認定者の指定疾病についての医療は、原則として公害医療機関において現物給付(療養の給付)として行われるが、療養の給付を行うことが困難であると認められる等、特別の事情のある場合には現金給付(療養費)として行われる。

被認定者の指定疾病に係る医療の診療方針及び診療報酬は、環境大臣が中央環境審議会の意見を聞いて定めている。

### (2) 障害補償費

障害補償費は、逸失利益相当分に慰謝料的要素を加えたものとして、15歳以上の被認定者で指定疾病により一定の障害の程度にある者にその障害の程度に応じて支給されるものである。

障害補償費の額は、労働者の性別、年齢階層別の平均賃金の80%を基準として毎年度定めた障害補償標準給付基礎月額に障害の程度に応じた率を乗じて得た額とされている。障害の程度は、日常生活の困難度及び労働能力の喪失度に応じて特級から3級の4つの等級に区分され、給付率は、特級及び1級は「1.0」、2級は「0.5」、3級は「0.3」とされており、そのうち最も重度の指定疾病により「常時介護を要する程度の心身の状態にある」特級の者については、介護加算を行うこととしている。

### (3) 遺族補償費

遺族補償費は、被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、被認定者の逸失利益相当分及び慰謝料相当分と遺族固有の慰謝料相当分をてん補するものとして、死亡した被認定者により生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対して一定期間支給されるものである。

遺族補償費は、労働者の性別、年齢階層別の平均賃金の70%を基準として毎年度定めた遺族補償標準給付基礎月額により、10年間を限度として支給されることとなっている。

### (4) 遺族補償一時金

遺族補償を受けることができる遺族がない場合、あるいは遺族補償費の受給者が死

亡等により失権したような場合には、一定の範囲の遺族に対して遺族補償一時金を支給することとしている。遺族補償一時金の額は、死亡した被認定者の該当する遺族補償標準給付基礎月額に36月を乗じて得た額とされ、既に支給された遺族補償費がある場合にはその額を控除することとしている。

(5) 児童補償手当

児童については、逸失利益がない等の理由から障害補償費の支給の対象にはならないが、指定疾病にかかっていることにより家庭、近隣、学校において通常の生活が出来ないことによる苦痛があること、成長や学業が遅れる等により現在及び将来に支障をきたすことがあること、また、発作等による肉体的、精神的苦痛があること、などの理由から、児童の日常生活の困難度に応じて一定額の児童補償手当を支給することとしている。

(6) 療養手当

療養手当は、入院に要する諸雑費、通院に要する交通費等に充てるため、指定疾病について療養の給付又は療養費の支給を受けている被認定者の入院通院の状態に応じて定額で支給することとされている。

(7) 葬祭料

被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、その葬祭を行う者に支給されるものである。

3 公害保健福祉事業

本制度では、指定疾病により損なわれた被認定者の健康の回復、保持及び増進を図る等被認定者の福祉を増進し、指定疾病による被害を予防するために必要な公害保健福祉事業を行うこととしており、具体的には次の事業が実施されている。

リハビリテーションに関する事業

転地療養に関する事業

家庭における療養に必要な用具(特殊寝台、空気清浄機等)の支給に関する事業

家庭における療養の指導に関する事業

その他環境大臣が定める事業

4 健康被害予防事業

本制度では、大気汚染の状況が健康になんらかの影響を及ぼしている可能性は否定でき

ないということを踏まえ、大気の汚染の影響による健康被害を予防するために健康被害予防事業を実施することとしている。

これは、国及び地方公共団体の行う健康被害を予防するための施策を補完し、より効果のあるものとすることにより、大気の汚染の影響による健康被害の予防を図るものである。

健康被害予防事業は、人の健康に着目した環境保健事業と環境質自体に着目した環境改善事業からなるが、具体的には次のとおりである。

#### (1) 協会が自ら行う事業

調査研究—— 大気汚染による健康影響に関する総合的研究、局地汚染対策事業の有効性等に関する調査研究、より低公害な自動車の普及対策に関する調査研究等

知識の普及—— キャンペーン、各種パンフレットの作成等

研修—— 地方公共団体が行う事業の従事者に対する研修

#### (2) 地方公共団体等が行う事業に対する助成

計画作成 —— 地域の大气環境改善のための計画作成

健康相談 —— 医師、保健婦等による慢性閉塞性肺疾患に係る相談 指導

健康診査 —— 乳幼児を対象に問診等による発症予防のための指導

機能訓練 —— ぜん息児童を対象とした水泳 音楽教室、ぜん息キャンプ

施設等整備—— 温水プールの整備、医療機器等の整備、低公害車の普及、最新

(助成) 規制適合車等代替促進、大気浄化植樹、大気汚染対策緑地整備

(環境事業団が実施)等

(地方公共団体が民間事業者等に助成を行う場合を含む。)

## 5 費用負担

本制度の実施に必要な費用は、補償給付費、公害保健福祉事業費、給付関係事務費、公害健康被害補償予防協会事務費及び健康被害予防事業費の5つに分けられる

補償給付費については、全額原因者負担としている。このうち慢性気管支炎等の旧第一種地域に係る補償給付費には、工場等からの硫酸化物の排出量に各地域ごとに毎年度定めた賦課料率を乗じて徴収する汚染負荷量賦課金をもって充てるほか、自動車重量税収入の一部を充てることとされている。また、水俣病、イタイイタイ病等の第二種地域に係る補償給付費

には、その原因者である工場等から徴収する特定賦課金をもって充てることとされている。公害保健福祉事業費は、その2分の1を原因者負担とし、残り2分の1は公費負担となっている。原因者負担分の具体的な負担方法は補償給付費と同様であり、また、公費負担分については、その半分(全体の4分の1)ずつをそれぞれ国と公害保健福祉事業を実施する都道府県又は政令市とで負担することとなっている。

給付関係事務費については、全額公費負担としており2分の1を国が、残り2分の1を都道府県又は政令市が負担することとなっている。

公害健康被害補償予防協会事務費については、国が一部を補助することとし、残額を原因者が負担することとなっている。

健康被害予防事業費は、大気汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者その他大気汚染に関連のある事業活動を行う者から拠出される拠出金及び国の出資により設けられる基金の運用益をその財源とすることとなっている。

(1) 旧第一種地域の被認定者に対する補償給付費等

旧第一種地域に係る補償給付費等については、ばい煙発生施設等の固定発生源と自動車の移動発生源とに分けて費用を負担させることとし、両者の負担割合は8対2と定められている。

固定発生源負担分については、昭和62年4月1日において、1時間当りの最大排出ガス量が、旧指定地域で5,000? N以上、その他地域で10,000? N以上のばい煙発生施設等が設置される工場・事業場を設置していた事業者から、算定基礎期間(昭和57年から61年まで)及び前年の硫黄酸化物排出量に応じて汚染負荷量賦課金を徴収している。汚染負荷量賦課金の賦課料率は、毎年度当該年度に必要な経費と算定基礎期間の硫黄酸化物累積換算量及び前年の全国における硫黄酸化物排出量を基礎として、過去分賦課料率及び現在分賦課料率が定められている。

平成14年度の賦課料率は下表のとおりである。

地域区分		過去分賦課料率	現在分賦課料率	対象地域
旧指定地域	A地域	91円15銭	2,023円27銭	大阪市、豊中市、吹田市、守口市、東大阪市、八尾市、堺市、尼崎市
	B地域		1,368円68銭	東京都(19区)、横浜市、川崎市
	C地域		1,249円67銭	千葉市、神戸市
	D地域		1,190円16銭	名古屋市、東海市
	E地域		892円62銭	富士市、四日市市、三重郡楠町、北九州市、大牟田市、倉敷市、玉野市、備前市
その他地域			132円24銭	上記以外の地域



なお、汚染負荷量賦課金の納付については、納付義務者たるばい煙発生施設等設置者は、各年度ごとに、その年度の初日から45日以内に協会に申告・納付することとなっている。

自動車負担分については、自動車重量税収入の一部を引き当てることとされている。

(2) 第二種地域の被認定者に対する補償給付費等

第二種地域に係る補償給付費等については、原因となる物質を排出した特定施設等の設置者から、必要な経費を原因の程度に応じて、特定賦課金として徴収することとされている。

**補償給付費等の負担方法**

	旧第一種地域		第二種地域	
補償給付費	8 : 2 汚染負荷量賦課金 (事業者) 自動車重量税 収からの交付		特定賦課金 (事業者)	
公害保健福祉事業費	8 : 2 賦課金 (事業者) 汚染負荷量 自動車重量税 収からの交付 2 / 4	国 1 / 4 県又は市 1 / 4	特定賦課金 (事業者) 2 / 4	国 1 / 4 県又は市 1 / 4
給付事務費	国 1 / 2	県又は市 1 / 2	国 1 / 2	県又は市 1 / 2
徴収事務費	汚染負荷量賦課金(事業者) 一部国庫補助		特定賦課金(事業者) 一部国庫補助	

(注) 給付事務費とは県知事又は市長が行う事務の処理に要する費用をいい、

徴収事務費とは協会が行う事務の処理に要する費用をいう。

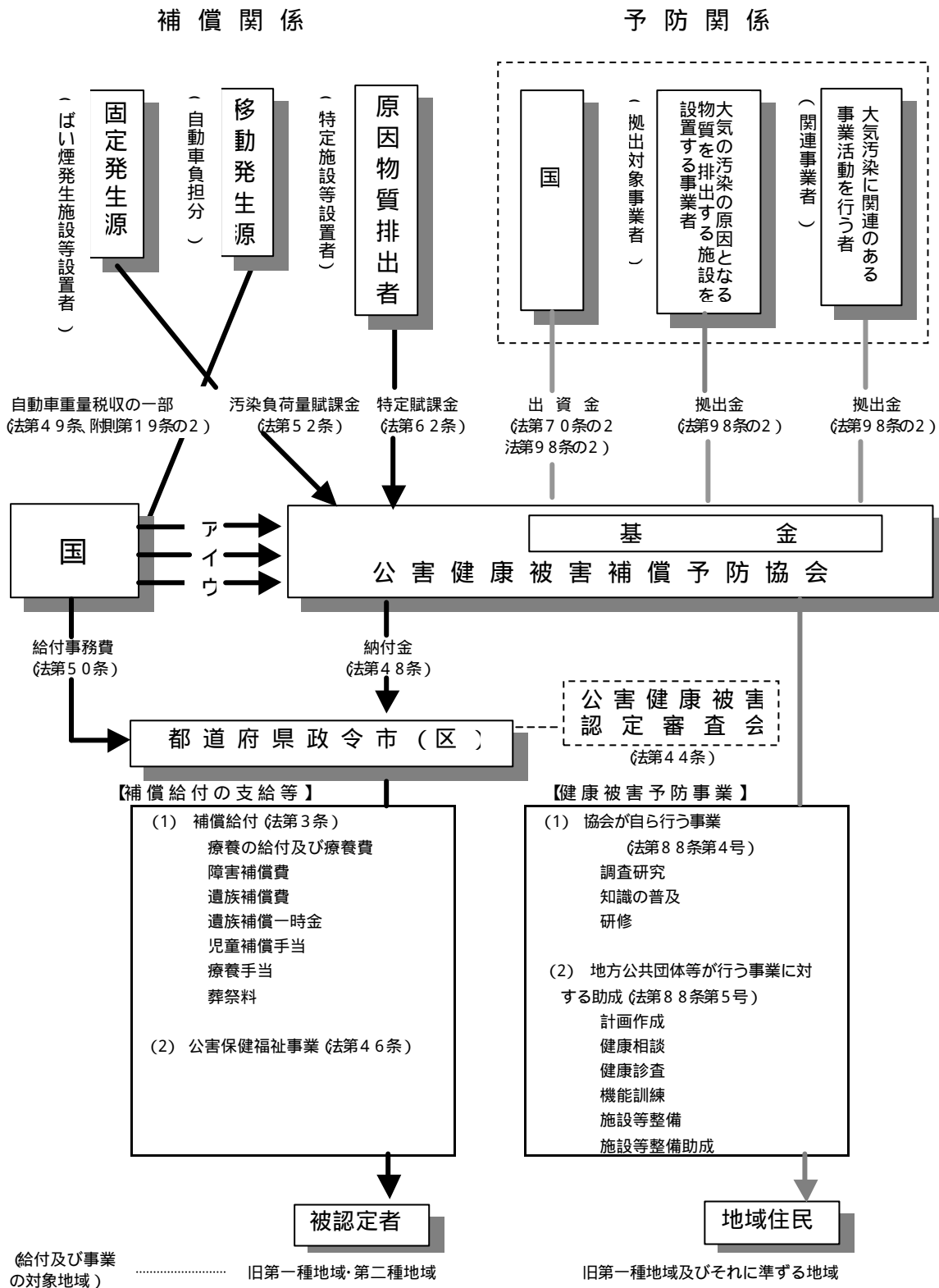
(3) 健康被害予防事業費

健康被害予防事業を実施するために必要な費用は、協会に設けた基金の運用益により賄うこととなっている。

この基金は、昭和62年4月1日又はそれ以降の年度の初日において、1時間当りの最大排出ガス量が旧指定地域で50,000? N以上、その他地域で100,000? N以上のばい煙発生施設等が設置される工場・事業場の設置者(拠出事業者)及び大気汚染に関連のある事業活動を行う者からの拠出金と国からの出資金により造成されたものである。

また、基金の規模は総額約500億円であり、うち約400億円については、拠出事業者により残り約100億円については、大気汚染に関連のある事業活動を行う者からの拠出金と国からの出資金により構成されている。

## 6 公害健康被害補償予防協会の業務概要図



ア 公害健康被害補償予防協会納付金財源交付 (法第49条、附則第19条の2)  
 イ 公害健康被害補償予防協会事務費補助 (法第97条)  
 ウ 公害保健福祉事業費補助 (法第51条)